一時預かりを利用する方へ

一時預かりにおける幼児教育・保育の無償化について

無償化の対象となるためには、利用開始日までに

「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

○保育を必要とする要件とは、次のいずれかに該当することを指します

☆月１３日以上かつ１日４時間以上の就労（休憩は含まない）　☆求職活動
☆疾病（入院や通院加療、心身障害等）　☆出産
☆病気や障害等を持つ親族の看護・介護
☆就学（学校教育法に規定された学校や職業訓練校に在学）・・・等

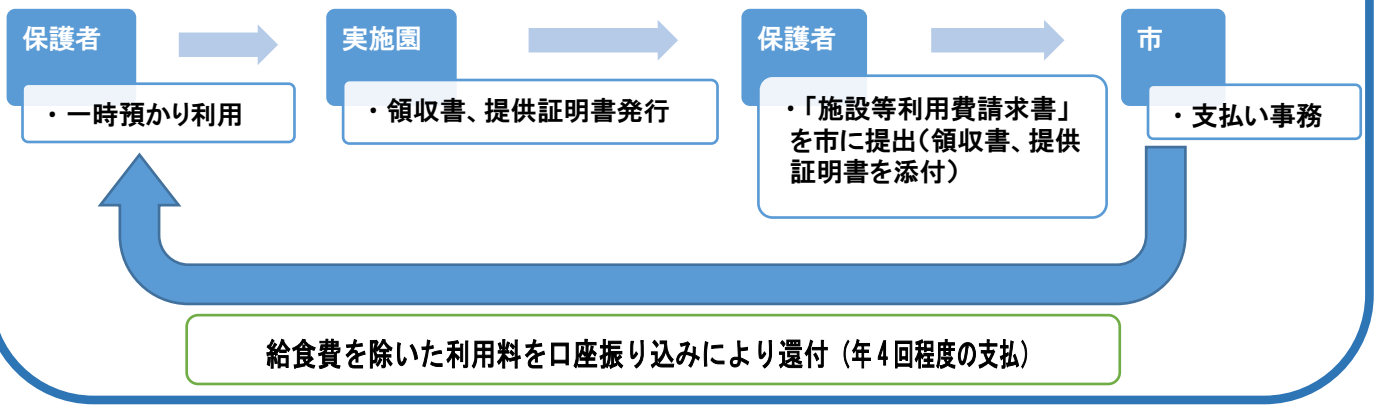
保育認定を受けた３歳児～５歳児クラス	月額　40,300 円まで無料
住民税非課税世帯で保育認定を受けた０歳児～2 歳児クラス	月額　45,700 円まで無料

○無償化の対象となるためには、利用開始日までに「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

利用開始日までに「施設等利用給付認定申請書」「就労証明書」等を、市にご提出ください。

施設利用後の流れ

※領収書等の再発行はいたしません。請求の際に必要となるため大切に保管してください。
※「施設等利用費請求書」は、こども保育課、または各施設で配布しています。



提出・問合せ先　佐倉市役所２号館１階　佐倉市こども支援部　こども保育課　入園管理班
（tell　０４３－４８４－６２４５）